



B@NEWS

2022年4月15日号



スタッフのみなさんこんにちは！

新年度が始まりましたね。近くの商店街では初々しいスーツ姿の新社会人や、制服に着られている学生さんを見かけます。どことなく緊張している姿に初々しさを感じますね。

みなさんは社会人になった時のことは覚えていますか？

年度の始まりということで社会人になった頃を思い出して初心に立ち返り目標を決めるのもいいかもしれませんね。

これからの働き方やスキルアップについて悩まれているのであれば弊社営業担当や管理課にご相談ください！親身になってお話させていただきます！

本年度がみなさんにとってより良いものになるよう頑張っていきましょう！



～ブレインズで社会保険に加入されている方へ～

- ◆ 3月分保険料より、健康保険料率が改定されております。社会保険料額表を同封しておりますので、個人支給明細書とあわせてご確認ください。
- ◆ 今回の4月の給与から6月までの給与については算定基礎(定時決定)の対象となります。4月から6月までの給与の平均から、9月分(10月給与)以降の健康保険・厚生年金保険の等級が決定します。ご注意ください。

～雇用保険料率について～

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年10月1日より雇用保険料の労働者負担分が変更となります。

- ◆ 令和4年9月30日まで：賃金総額の1000分の3



- ◆ 令和4年10月1日より：賃金総額の 1000分の5



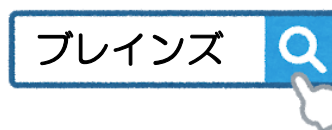
ご相談ください！

現在のお仕事のこと
これからの働き方
スキルアップや資格取得について
年末調整等の手続きについて など
担当営業にはちょっと聞きにくい
お悩みやご質問は
ブレインズ管理課まで！！
kanri@brains-kgw.co.jp

ブレインズホームページ

日々更新中です！！

ブレインズホームページでは
B@NEWS のバックナンバーや新着
のお仕事情報、Facebook など
を日々更新しています。
よろしければご覧ください。



- 2022年4月15日(金)の給与明細(個人支給明細書)を同封しております。
- 給与振込口座の記入間違いや口座変更の届出がないために生じた再振込手数料はご自身で負担していただきますのでご了承ください。給与手続き日との兼ね合いもありますので、変更の際は事前にご連絡をお願いします。
- 勤怠届提出の際には、必ず勤怠の事由欄(私用、病気、事故など)にもチェックをし、該当日までに FAX してください。また、突発的な事由での欠勤・遅刻・早退・有給休暇の場合は、入社後すみやかに届け出てください。未記入の箇所があったり、提出が確認できなかったりする場合、電話もしくはメールにてご連絡をさせていただきます。
- ご登録の際にお教えいただいたメールアドレス宛に、お仕事情報やイベント情報をお送りすることがございます。不要の際はご連絡ください。
- ご結婚・お引越し・ご卒業・その他諸事情により住所・氏名・電話番号・e メールアドレス・給与振込口座などを変更される場合は、必ずブレインズまでご連絡をお願いいたします。給与明細をメール受信にされている方でメールアドレスの変更をされる場合は、給与専用アドレスにも変更の旨のご連絡をお願いします。メールフィルタの設定をされている場合、ブレインズからのメールが届かない可能性があります。今一度フィルタの確認をお願いいたします。



〒760-0027 高松市紺屋町1番地3
電話 087-813-2100 FAX 087-813-2101
URL <http://www.brains-kgw.co.jp/>
モバイル用 <http://www.brains-kgw.co.jp/m/>